

ADRに関する共通的な制度基盤の整備に関する検討事項(案)

. 総則的事項・基本法的事項

1. 定義に関する事項

- (1) ADR法の適用範囲(ADRの定義) 【検討事項1 - 1】
- (2) 各手続の定義 【検討事項1 - 2】

2. 基本理念

- (1) ADR拡充・活性化の意義
- (2) 紛争解決手段におけるADRの位置付け
- (3) ADR拡充・活性化の本旨

3. 国の責務等

- (1) 国(地方公共団体)の責務
- (2) ADR主宰者・ADR機関の責務
- (3) 当事者その他の主体の責務

. 通則法的事項

1. 主宰者に関する通則

- (1) 行為規範
- (2) 資格・能力規範
- (3) 選任規範

2. 手続に関する通則

- (1) 手続規範
- (2) 規則制定規範

3. 機関運営に関する通則

情報開示規範

4. その他

訴訟・仲裁における情報利用の制限

. 促進法的事項

1. 一定のADRの開始に対する効果の付与

- (1) 時効中断(停止)・催告の効果
- (2) 訴訟手続等の停止(訴訟等係属の場合)

2. 一定のADRの手続進行に対する効果の付与

裁判所によるADRに必要な証拠調べの援助

3. 一定のADRの終了に対する効果の付与

- (1) 債務名義化(執行力)(成立の場合)
- (2) 民事・家事調停前置代替効(不成立の場合)
- (3) 実質的証拠法則の適用(不成立の場合)

4. 訴訟手続における一定のADRの利用

- (1) ADRに対する訴訟係属事件の付託
- (2) 訴訟の審理におけるADRの利用

5. (一定の)ADRにおける弁護士以外の専門家の活用

- (1) 主宰に関する弁護士法 72 条の特例
- (2) 代理に関する弁護士法 72 条の特例

6. その他の支援措置

法律扶助等の財政上の措置

7. 1～6の対象となるADRの要件の確認方法